児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則 平成25年3月28日

規則第19号

改正 平成26年3月31日規則第14号 改正 平成27年3月31日規則第27号 改正 平成29年3月27日規則第12号 改正 平成30年3月29日規則第23号 改正 令和3年4月1日規則第74号 改正 令和4年3月31日規則第28号 改正 令和5年10月23日規則第50号 改正 令和6年4月1日規則第40号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則 目次

第1章 総則(第1条)

第2章 児童発達支援

第1節 児童発達支援(第2条―第8条の4)

第2節 共生型児童発達支援(第9条-第12条)

第3節 基準該当児童発達支援(第13条-第17条)

第3章 削除

第4章 放課後等デイサービス

第1節 放課後等デイサービス (第22条の2一第25条)

第2節 共生型放課後等デイサービス (第26条)

第3節 基準該当放課後等デイサービス (第27条)

第5章 居宅訪問型児童発達支援(第28条―第30条の2)

第6章 保育所等訪問支援(第31条·第32条)

第7章 多機能型事業所に関する特例(第33条-第35条)

第8章 雑則 (第36条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第66号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 児童発達支援

第1節 児童発達支援

追加〔平成30年規則23号〕

(医療行為)

第2条 条例第5条第2項の規則で定める医療行為は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の 人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。)第5条 第2項に規定するこども家庭庁長官が定める医療行為とする。

全部改正〔令和3年規則74号〕、一部改正〔令和5年規則50号〕

(児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所において看護職員を置かないことができる場合)

- 第2条の2 条例第5条第2項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 医療機関等との連携により、看護職員(条例第5条第2項に規定する看護職員をいう。以下 同じ。)を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケア(同 項に規定する医療的ケアをいう。以下同じ。)を行う場合
 - (2) 当該児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀(かく)痰(た

- ん)吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。第3条の2第2号及び第22条の2第2号において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。第3条の2第2号及び第22条の2第2号において同じ。)を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。第3条の2第3号及び第22条の2第3号において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。第3条の2第3号及び第22条の2第3号において同じ。)を行う場合

(従業者の員数等)

- 第3条 条例第5条第4項の規定により定める児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所 (同条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数の基準は、 次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。
 - (1) 児童指導員(条例第5条第1項第1号に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)又は保育士 指定児童発達支援(条例第4条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。)の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次のア又はイに掲げる単位における障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数とすること。
 - ア 障害児の数が10以下 2以上
 - イ 障害児の数が10超 2 に、障害児の数が10を超えて5 又はその端数を増すごとに1 を加えて 得た数以上
 - (2) 児童発達支援管理責任者(条例第5条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者をい う。以下同じ。) 1以上
- 2 児童指導員又は保育士の合計数には、機能訓練担当職員(条例第5条第2項に規定する機能訓練 担当職員をいう。以下同じ。)又は看護職員(以下「機能訓練担当職員等」という。)が指定児童 発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場 合における当該機能訓練担当職員等の数を含めることができる。
- 3 条例第5条第4項の規定により定める主として重症心身障害児(条例第5条第3項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)を通わせる第1項の指定児童発達支援事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。
 - (1) 嘱託医 1以上
 - (2) 看護職員 1以上
 - (3) 児童指導員又は保育士 1以上
 - (4) 機能訓練担当職員 1以上
 - (5) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 4 第1項第1号及び第2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援の提供が同時に1又は 2以上の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 第2項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又 は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
 - (児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において看護職員を置かないことができる場合)
- 第3条の2 条例第6条第2項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員 が障害児に対して医療的ケアを行う場合
 - (2) 当該児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、 当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
 - (3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対

- し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合
- 第4条 条例<u>第6条第4項</u>の規定により定める児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。
 - (1) 嘱託医 1以上
 - (2) 児童指導員及び保育士 次に定める基準
 - ア 児童指導員及び保育士の総数は、指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を 4 で除して得た数以上とすること。
 - イ 児童指導員は、1以上とすること。
 - ウ 保育士は、1以上とすること。
 - (3) 栄養士 1以上
 - (4) 調理員 1以上
 - (5) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 児童指導員及び保育士の総数には、条例第6条第2項から第4項までの規定により置くべき言語 聴覚士及び機能訓練担当職員等の数を含めることができるものとする。
- 3 前項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号のアの児童指導員 及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
- 4 条例第6条第5項の規則で定める場合は、指定児童発達支援の単位を置く場合とし、同項の規則で定める職務は、当該指定児童発達支援の単位における指定児童発達支援の提供とする。
- <u>5</u> 第1項第2号のア、第2項第1号及び前項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援の提供が同時に1又は2以上の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(設備)

- 第5条 条例第10条第3項の規定により定める児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。
 - (1) 発達支援室 次に定める基準
 - ア 定員は、おおむね10人とすること。
 - イ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。
 - (2) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

(条例第22条第2項ただし書の規則で定める支払)

第6条 条例第22条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

(支払の受領等)

- 第7条 指定児童発達支援事業者(条例第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。以下この条及び第8条第2項において同じ。)は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額(省令第2条第5号に規定する通所利用者負担額をいう。以下同じ。)の支払を受けるものとする。
- 2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額(省令第2条第4号に規定する指定通所支援費用基準額をいう。以下同じ。)の支払を受けるものとする。
- 3 指定児童発達支援事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、指定児童発達支援において 提供される便宜に要する費用のうち次の各号(第1号にあっては、児童発達支援センターである指 定児童発達支援事業所に係るものに限る。)に掲げるものの額の支払を、通所給付決定保護者から 受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 日用品費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させる ことが適当と認められるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用の取扱等については、省令第23条第4項の規定によりこども家庭庁長官が定めるところによるものとする。
- 5 指定児童発達支援事業者は、第1項から第3項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該

費用に係る領収証を当該支払をした通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

- 6 条例第23条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に掲げる費用とする。
 - 一部改正〔平成30年規則23号・令和3年74号・5年50号〕

(指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議におけるテレビ電話装置等の活用)

第7条の2 条例第26条第5項に規定する会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができるものとする。

追加〔令和3年規則74号〕

(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において行うことを要しない健康診断)

- 第8条 条例第32条第1項ただし書の規則で定める健康診断は、次に掲げる健康診断とする。
 - (1) 児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断
 - (2) 障害児が通学する学校における健康診断
- 2 条例第32条第1項ただし書の規定により健康診断の全部又は一部を行うことを要しない場合は、 前項各号に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が次の各号に掲げる健康診断の 区分に応じ当該各号に定める健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときとする。この場 合において、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係る児童発達支援事業者は、 当該各号に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。
 - (1) 前項第1号に掲げる健康診断 通所開始時の健康診断
 - (2) 前項第2号に掲げる健康診断 定期の健康診断又は臨時の健康診断 一部改正 [平成30年規則23号]

(感染症及び食中毒の予防等のための措置)

- 第8条の2 条例第40条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。
 - (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者及び管理者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ電話装置等の活用)

第8条の3 条例第43条第3項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

(虐待の防止のための措置)

- 第8条の4 条例第44条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。
 - (1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者及び管理者に対し、虐待の防止のための研修 を定期的に実施すること。
 - (3) 前2号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。

追加〔令和3年規則74号〕

第2節 共生型児童発達支援

追加〔平成31年規則21号〕

(指定生活介護事業者が行う共生型児童発達支援の事業の基準)

第9条 条例第53条の2第1号の規則で定める数は、指定生活介護事業所(同号に規定する指定生活介護事業所をいう。以下この条及び第15条において同じ。)が提供する指定生活介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第60号)第53条第1項に規定する指定生活介護をいう。以下この条及び第15条において同じ。)の利用者の数を指定生活介護の利用者の

数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数とする。

(指定通所介護事業者等が行う共生型児童発達支援の事業の基準)

- 第10条 条例第53条の2の2第1号の規則で定める数は、指定通所介護事業所等(同号に規定する指定通所介護事業所等をいう。以下この項及び第16条において同じ。)が提供する指定通所介護(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第51号)第84条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。次条及び第17条第4号において「指定地域密着型サービス基準」という。)第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下この条及び第16条において「指定通所介護等」という。)の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数とする。
- 2 条例第53条の2の2第2号の規則で定める面積は、3平方メートルに指定通所介護等の利用者の 数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数を乗じて得た面積とする。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う共生型児童発達支援の事業の基準)

- 第11条 条例第53条の2の3第1号の規則で定める数は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等(同号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等をいう。第3項において同じ。)が提供する通いサービス(同条第4号に規定する通いサービスをいう。以下この項において同じ。)の利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービス(同条第3号に規定する共生型通いサービスをいう。)を受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。次項において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第44条に規定する基準を満たす数とする。
- 2 条例第53条の2の3第3号の規則で定める数は、29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第17条第1号及び第2号において同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第17条第1号及び第2号において同じ。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(次項において「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、18人)とする。
- 3 条例第53条の2の3第4号の規則で定める数の範囲は、登録定員(同条第3号に規定する登録定員をいう。)の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人)までの範囲とする。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(準用)

第12条 第6条から第8条の4までの規定は、条例第53条の2に規定する共生型児童発達支援の事業を行う者について準用する。

第3節 基準該当児童発達支援

(従業者の員数)

第13条 条例第53条の2の5第2項の規定により定める基準該当児童発達支援事業所(同条第1項に 規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下この節において同じ。)の従業者の員数の基準 は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 児童指導員又は保育士 基準該当児童発達支援(条例第53条の2の5第1項に規定する基準該当児童発達支援をいう。以下この節において同じ。)の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次のア又はイに掲げる単位における障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数とすること。ア 障害児の数が10以下 2以上
 - イ 障害児の数が10超 2 に、障害児の数が10を超えて5 又はその端数を増すごとに1 を加えて 得た数以上
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援の提供が同時に1又は2以上の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(準用)

第14条 第6条、第7条(第1項及び第4項を除く。)、第7条の2及び第8条の2から第8条の4までの規定は、条例第53条の2の5第1項に規定する基準該当児童発達支援事業者について準用する。この場合において、第6条中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「次条第2項及び第3項」と、第7条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第5項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第2項及び第3項」と、第8条の2第3号及び第8条の4第2号中「従業者及び管理者」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

(指定生活介護事業所に関する特例)

- 第15条 次に掲げる要件を満たす指定生活介護事業者(条例第53条の2に規定する指定生活介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないことなどにより児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合における当該指定生活介護事業所には、条例第53条の2の5から第53条の4まで及び第53条の5(第23条第1項及び第2項の規定を準用する部分を除く。)の規定並びにこの規則第13条及び前条(第7条の規定を準用する部分を除く。)の規定は、適用しない。
 - (1) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
 - (2) 障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所等に関する特例)

- 第16条 次に掲げる要件を満たす指定通所介護事業者(条例第53条の2の2に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(同条に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないことなどにより児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合における当該指定通所介護事業所等には、条例第53条の2の5から第53条の4まで及び第53条の5(第23条第1項及び第2項の規定を準用する部分を除く。)の規定並びにこの規則第13条及び第14条(第7条の規定を準用する部分を除く。)の規定は、適用しない。
 - (1) 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合 計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
 - (2) 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通 所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達 支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指 定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
 - (3) 障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

- 第17条 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者(条例第53条の2の3に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(同条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないことなどにより児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護(同条第4号に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(同号に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(省令第54条の12に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(省令第54条の12に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等をいう。以下この条において同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等には、条例第53条の2の5から第53条の4まで及び第53条の5(第23条第1項及び第2項の規定を準用する部分を除く。)の規定並びにこの規則第13条及び第14条(第7条の規定を準用する部分を除く。)の規定は、適用しない。
 - (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の省令第54条の12第1号に規定する登録定員(次号において「登録定員」という。)が29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人)以下であること。
 - (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの省令第54条の12第2号に規定する利用定員(以下この号において「利用定員」という。)が登録定員の2分の1の数から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人)までの範囲内であること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂がその機能を十分に発揮しうる適当な広さを有するものであること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、省令第54条の12第4号に規定 する場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に定める基準を満たしている こと。
- (5) 障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第3章 削除

第18条から第22条まで 削除

第4章 放課後等デイサービス

第1節 放課後等デイサービス

(指定放課後等デイサービス事業所において看護職員を置かないことができる場合)

- 第22条の2 条例第59条第2項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 (1) 医療機関等との連携により看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当
 - (1) 医療機関等との連携により看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看 護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
 - (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
 - (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

(従業者の員数)

- 第23条 条例第59条第4項の規定により定める指定放課後等デイサービス事業所(同条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第3項において同じ。)の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。
 - (1) 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービス (条例第58条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次のア又はイに掲げる単位における障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数とすること。
 - ア 障害児の数が10以下 2以上
 - イ 障害児の数が10超 2 に、障害児の数が10を超えて5 又はその端数を増すごとに1 を加えて 得た数以上
 - (2) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 児童指導員又は保育士の合計数には、機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合における当該機能訓練担当職員等の数を含めることができる。
- 3 条例第59条第4項の規定により定める主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサー ビス事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基 準とする。
 - (1) 嘱託医 1以上
 - (2) 看護職員 1以上
 - (3) 児童指導員又は保育士 1以上
 - (4) 機能訓練担当職員 1以上
 - (5) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 4 第1項第1号及び第2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスの提供が同時に1又は2以上の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 第2項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(条例第60条において準用する条例第22条第2項ただし書の規則で定める支払)

第24条 条例第60条において準用する条例第22条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

(支払の受領等)

- 第25条 指定放課後等デイサービス事業者(条例第59条第1項に規定する指定放課後等デイサービス 事業者をいう。以下この条において同じ。)は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所 給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものと する。
- 2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供 した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額 の支払を受けるものとする。
- 3 指定放課後等デイサービス事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を、通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定放課後等デイサービス事業者は、前3項に係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に 係る領収証を当該支払をした通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 条例第60条において準用する条例第23条第2項の規則で定める費用は、第3項に規定する費用と する。

第2節 共生型放課後等デイサービス

(準用)

第26条 第6条、第7条の2、第8条の2から第8条の4まで及び第25条の規定は、条例第60条の2 に規定する共生型放課後等デイサービスの事業を行う者について準用する。この場合において、第 6条中「次条第1項」とあるのは、「<u>第25条第1項</u>」と読み替えるものとする。 第3節 基準該当放課後等デイサービス

(進用)

第27条 第7条の2、第8条の2から第8条の4まで、第13条、第15条から第17条まで、第24条及び第25条(第1項を除く。)の規定は、条例第60条の2の2に規定する基準該当放課後等デイサービスの事業、当該事業を行う者及び当該者が当該事業を行う事業所について準用する。この場合において、第8条の2第3号及び第8条の4第2号中「従業者及び管理者」とあるのは「従業者」と、第15条中「第53条の2の5から第53条の4まで及び第53条の5(第23条第1項及び第2項の規定を準用する部分を除く。)の規定並びにこの規則第13条及び前条(第7条」とあり、並びに第16条及び第17条中「第53条の2の5から第53条の4まで及び第53条の5(第23条第1項及び第2項の規定を準用する部分を除く。)の規定並びにこの規則第13条及び第14条(第7条」とあるのは「第60条の2(第23条第2項の規定を準用する部分を除く。)の規定並びにこの規則第27条(第25条」と、第24条中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「次条第2項及び第3項」と、第25条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と読み替えるものとする。

第5章 居宅訪問型児童発達支援

(従業者の員数等)

- 第28条 条例第60条の4第2項の規定により定める同条第1項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。
 - (1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
 - (2) 児童発達支援管理責任者 1以上
- 2 条例第60条の4第1項第1号に規定する訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは<u>心理担当職員</u>(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院に<mark>おいて、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援(以下この項において「支援」という。)を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。</mark>

(条例第60条の7において準用する条例第22条第2項ただし書の規則で定める支払)

第29条 条例第60条の7において準用する条例第22条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

(支払の受領等)

- 第30条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者(条例第60条の4第1項に規定する指定居宅訪問型児童 発達支援事業者をいう。以下この条において同じ。)は、指定居宅訪問型児童発達支援(条例第60 条の3に規定する指定居宅訪問型児童発達支援をいう。以下この条において同じ。)を提供した際 は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受 けるものとする。
- 2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を 提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用 基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、通所給付決定保護者の選定により条例第16条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を、通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項に係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用

に係る領収証を当該支払をした通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 条例第60条の7において準用する条例第23条第2項の規則で定める費用は、第3項に規定する交通費とする。

(準用)

第30条の2 第7条の2及び第8条の2から第8条の4までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援 事業者について準用する。この場合において、第8条の2第3号及び第8条の4第2号中「従業者 及び管理者」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

第6章 保育所等訪問支援

(従業者の員数)

- 第31条 条例第62条第2項の規定により定める指定保育所等訪問支援事業所(同条第1項に規定する 指定保育所等訪問支援事業所をいう。)の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分 に応じ、当該各号に定める基準とする。
 - (1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
 - (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

(準用)

第32条 第7条の2、第8条の2から第8条の4まで、第29条及び第30条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業及び指定保育所等訪問支援事業者について準用する。

第7章 多機能型事業所に関する特例

(従業者に関する特例)

- 第33条 条例第66条第1号から<u>第4号</u>までに規定する事業のみを行う多機能型事業所(同条各号に掲げる事業のうち2以上の事業(<u>同条第5号</u>に掲げる事業のみを行うものを除く。)を一体的に行う場合における当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)に係る事業を行う者に対する第3条、第4条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項第1号、第2項及び第4項並びに第4条第1項第2号のア、第2項第1号、第6項及び第7項中「指定児童発達支援」とあり、並びに第23条第1項第1号、第2項及び第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは、「指定通所支援」とする。
- 2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(条例第66条第1号から<u>第4号</u>までに規定する 事業のみを行う多機能型事業所を除く。)に係る事業を行う者に対する条例第5条及び第59条の規 定の適用については、条例第5条第5項及び第59条第5項中「第1項第1号の児童指導員又は保育 士」とあるのは、「従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)」とする。 (設備に関する特例)
- 第34条 多機能型事業所の設備は、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができるものとする。この場合において、当該多機能型事業所に係る事業を行う者は、当該多機能型事業所における指定通所支援の提供に支障を来さないよう配慮しなければならない。

(利用定員に関する特例)

- 第35条 多機能型事業所(条例第66条第1号から<u>第4号</u>までに規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)の利用定員は、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。
- 2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所(条例第66条第1号から第4号までに規定する 事業のみを行う多機能型事業所を除く。)については、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支 援又は指定放課後等デイサービスの利用定員は、5人(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童 発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業 を通じて5人)以上とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所の利用定員は、 当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて5人以上とすることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所(条例第66条第1号から<u>第4号</u>までに規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)の利用定員は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う同条第5号のアの指定生活介護の事業を

併せて行う場合にあっては、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

5 省令第82条第5項に規定するこども家庭庁長官が定める離島その他の地域であって将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う第2項の多機能型事業所に対する同項の規定の適用については、同項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

第8章 雜則

(電磁的記録等)

- 第36条 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されており、又は想定されるもの(条例第13条第1項(条例第53条の2の4、第53条の5、第60条から第60条の2の2まで、第60条の7及び第65条において準用する場合を含む。)及び第17条(条例第53条の2の4、第53条の5、第60条から第60条の2の2まで、第60条の7及び第65条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第2項に規定するものに対する第2条第1号のア及びイ並びに第13条第1号のア及びイの規定の適用については、平成27年3月31日までの間は、これらの規定中「10」とあるのは、「15」とする。
- 3 省令附則第3条に規定する者に対する第4条第1項第2号のアの規定の適用については、当分の間、同ア中「指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上」とあるのは、「おおむね障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を7.5で除して得た数の合計数以上」とする。

附 則(平成26年3月31日規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 新外部サービス利用型指定共同生活援助(この規則の施行の際現に指定共同生活援助(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(平成26年長野県条例第12号。次項において「改正指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。)による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第60号。次項において「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。)第119条に規定する指定共同生活援助をいう。)の事業を行う者が引き続き外部サービス利用型指定共同生活援助(第1条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第54条の5に規定する外部サー

ビス利用型指定共同生活援助をいう。)の事業を行おうとする場合における当該外部サービス利用型指定共同生活援助の事業をいう。次項において同じ。)の事業に対する新規則第54条の6の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。

- 3 前項の規定によるほか、新外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、この規則の施行後最初の指定(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定による指定をいう。)の更新の日(その日の前日までの間に受託居宅介護サービス(新規則第54条の5に規定する受託居宅介護をいう。次項において同じ。)を提供する場合にあっては、当該提供をする日)までの間は、改正指定障害福祉サービス事業等基準条例による改正後の指定障害福祉サービス事業等基準条例第13章(第120条の3を除く。)及び新規則第13章(第54条を除く。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 附則第2項に規定する者に係る新規則第54条の10の規定の適用については、同条第1項中「外部 サービス利用型指定共同生活援助の事業の開始前」とあるのは、「受託居宅介護サービスを提供す る前」とする。

附 則(平成27年3月31日規則第27号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日規則第12号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月29日規則第23号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日規則第21号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日規則第74号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 5 この規則の施行の際現に指定を受けている第8条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定 通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(附則第7項及び附則第8項 において「旧指定通所支援基準規則」という。)第7条第1項に規定する指定児童発達支援事業者(次項において「旧指定児童発達支援事業者」という。)に対する第8条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(以下「新指定通所支援基準規則」という。)第3条第2項及び第5項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第2項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)」と、同条第5項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。
- 6 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準規則第4条第5項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 7 この規則の施行の際現に旧指定通所支援基準規則第13条第1項第1号に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援基準規則第13条第3項(旧指定通所支援基準規則第27条において準用する場合を含む。)の規定は、令和5年3月31日までの間は、なおその効力を有する。
- 8 この規則の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準規則第25条第1項に規定する指定 放課後等デイサービス事業者(次項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。)に 対する新指定通所支援基準規則第23条第2項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、 同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。
- 9 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準規則第23条第5項の規定の適用 については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士

又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。

附 則(令和3年7月1日規則第91号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日規則第28号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年10月23日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年4月1日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。